

委託業務仕様書

1. 事業名 国東市放課後英語学習委託業務

2. 事業の目的

義務教育学校である志成学園の特色の一つとして、グローバル人材の育成を旨とした英語教育の充実が掲げられる。志成学園では1年生から特別のカリキュラムを組み、英語学習を行っている。また、志成学園独自の教科である「グローバル科」を設立し、各学年に設定されたテーマについて調べまとめたことを英語で広く発信する場を設けている。

こうした特徴的な教育実践を行っている志成学園において、コミュニケーション能力を中心とした英語力の向上については、学校の授業以外の学習も有効であると考えられる。

そこで、学校の授業以外の学習の場として、英語のコミュニケーション能力向上のノウハウを取り入れた指導を水曜日の放課後に希望者を対象として導入する。各回の学習では、学校の授業で学習した表現を繰り返し使用する場面を設定することでさらなる活用を図ったり、複数の講師を相手に直接やり取りをする機会を充実させることでコミュニケーションのスキルを向上させたりする指導を行う。こうした学習を通して、他者と英語でやり取りしたり、意見等を発表したりする力のさらなる育成を旨とする。

3. 名称 国東市放課後英語学習

4. 設置場所 大分県国東市武蔵町成吉 志成学園内の教室

5. 業務委託期間 委託契約日の翌日から令和6年3月31日まで

6. 利用者の範囲

①志成学園（小学校）5、6年生で希望する児童（以下「児童」という。）

②志成学園（中学校）7、8年生で希望する生徒（以下「生徒」という。）

7. 国東市放課後英語学習に関する業務内容

志成学園及び国東市教育委員会（以下「市教委」という）と連携し、次の業務を行うものとする。

(1)放課後英語学習

① 志成学園内の教室を活用した通年での放課後英語学習運営に関する業務（授業の開設、講師の派遣等）

② 児童生徒に対する学習支援に関する業務

③ 放課後英語学習の運営に必要な資機材の調達（学習に必要な備品・教材・OA機器

等の用意等)。ただし、利用者用の机、椅子は市が用意するものを使用すること。

④ 学習指導方針について、学校との情報共有

⑤ その他、本事業の目的を達するために教育長が必要と認める業務

(2)その他

① 受託事業者は、市教委との情報交換や業務の調整に努め、本業務を円滑に実施するものとする。

② 受託事業者は、作成したカリキュラムを市教委に提出し共有を図るものとする。

③ その他教育長が必要と認める業務については、事前に市教委と協議するものとする。

8. 運営業務にあたっての基本的な考え方

(1)児童生徒の安全確保を第一とすること。

(2)国東市が設置する施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利にあるいは不利になるような運営をしないこと。

(3)関係教育機関との連携等により、効率的・効果的な運営を行うこと。

(4)児童生徒の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、児童生徒とのコミュニケーション、相談、必要な助言等の対応を行うこと。

(5)施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(6)管理業務において取り扱う個人情報の保護については、国東市が定める「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき徹底すること。

9. 運営業務等について

(1)開校期間 契約締結日の翌日以降から令和6年3月31日

(2)場 所 大分県国東市武蔵町成吉 志成学園内の教室

(3)対 象 者 志成学園（小学校）5、6年生で希望する児童
志成学園（中学校）7、8年生で希望する生徒

(4)受講対象者数 志成学園（小学校）5、6年生 15名程度
志成学園（中学校）7、8年生 15名程度

希望者が目安を大きく上回る場合は発注者が高学年の児童生徒から優先して受講するように調整する。

(5)受講料 無料（ただし、テキスト等を使用する場合は、保護者負担も可とする。）

(6)開催日及び実施時間

① 開 催 日 毎週水曜日の放課後

② 実施時間 15：10 ～ 16：30

その他学校行事等によって、変更する可能性がある。

(7)実施回数 年間25回（ただし、受注者の都合により実施できない場合は別の日程を発注者と協議の上設定すること。）

(8)講師の配置 6名程度配置する。

5、6年生（小学校）3名程度、7、8年生（中学校）3名程度

5名程度の児童生徒に対し1名の講師を配置する。
児童生徒の習熟度に応じた学習指導を行うこと。
参加希望予定人数が大きく下回った場合の配置は協議の上設定する。

(9)カリキュラム及び授業の内容

- ① 学校と連携し、学校の外国語科の学習内容と連動した、英語のコミュニケーション能力の向上を目指すカリキュラム編成とすること。
- ② 授業では、最終的な目標とする活動を設定し、その活動につながる系統的なカリキュラム編成を行うこと。
- ③ 小学校および中学校の発達段階を考慮した、英語への興味・関心を高める授業内容とすること。
- ④ ICTを活用し、オンラインで海外との交流活動等を適宜取り入れること。
- ⑤ コミュニケーションの機会を十分に確保し、講師との対話を中心としたインタラクティブな学習活動を進めること。

10. 講師に関すること

- (1) 日本における4年制大学、又は海外における大学程度の学校を卒業している又は同等の能力を有していること。
- (2) 心身ともに健康であり、社会生活の基本的なルールを身に付けていること。
- (3) 講師の指導技術向上のための研修等を受けた者であること。
- (4) 小・中学校の学習指導要領（外国語）及び学校の教科書を研究するなど、小・中学校の英語学習カリキュラム等に見識を持っていること。
- (5) 受注者は、講師に契約内容について十分に説明し、派遣されてから問題が起きることがないように、留意すること。また、指導において、講師としての業務履行状況が不適切な場合には、速やかに代替の講師を配置すること。

11. その他の業務に関すること

- (1) GTECを参考とした観点に則り評価基準を作成し、市教委が設定する成果目標を達成できるように努めること
- (2) 市教委に提出する書類の作成等庶務経理業務
 - ① 次年度の事業計画書及び収支計画書等の作成に関する業務
 - ② 当該年度の事業報告書及び収支決算書等の作成に関する業務
 - ③ 毎月の施設利用実績等を記載した月次報告書の作成に関する業務
 - ④ 市教委との連絡調整に関する業務
 - ⑤ 委託期間終了後にあたっての引継ぎに関する業務
 - ⑥ その他必要な書類の作成及び報告に関する業務
- (3) 災害及び事故発生時等の緊急時の対応
 - ① 児童生徒の事故防止のための業務

- ②災害及び事故発生に備え、緊急時の対応マニュアルの作成及び職員研修・訓練の実施に関する業務
 - ③災害及び事故発生時の避難誘導、被害拡大防止のための業務及び市を含め関係機関への連絡調整等に関する業務
 - ④感染症の発生又はまん延防止に関する業務
- (4)児童生徒、保護者又は住民等からの意見・要望等への対応
児童生徒、保護者又は住民等からの意見・要望及び苦情等に対しては適切に対応し、必要に応じ市教委に報告すること。
- (5)その他必要な業務
- ① 運営や行事等について、関係機関等との協力・連携を図り実施すること。
 - ② 放課後英語学習の様子について、4回に1度は発注者および志成学園関係者間の情報共有を行うこと。手段については紙面による共有でも可とする。

12. その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が生じた場合は、市教委と受託事業者の協議により業務を進めるものとする。